

神戸市東灘区内の居宅介護支援事業所の指定取り消しに関する 神戸市ケアマネジャー連絡会の意見

平成 29 年 9 月 15 日の記者発表によりますと、介護支援専門員が居宅介護支援契約していたご利用者と養子縁組をして多額の金銭管理に関わったことに関して、人格尊重義務及び忠実に職務を遂行する義務違反（介護保険法第 81 条 6 項）より、居宅介護支援事業所として取り消し処分となりましたが、この事案については、神戸市の判断を支持します。

その理由は、担当の介護支援専門員がご利用者と養子縁組となったことは本人も認めている事実であり、介護支援専門員の立場を利用して高額財産保持者であるご利用者と養子縁組し、ご利用者の財産を意図的に運用する行為です。これは、介護支援専門員全体に対する信用はもとより、介護保険制度に対する信頼を失わせるものであります。ご親族をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けしたことは痛恨の極みであり、心からお詫び申し上げます。

本来、介護支援専門員の業務は、ご利用者の自立支援を目的とするものであり、ご利用者と養子縁組し家族の一員となり財産を運用しようとしたことは、いかなる理由があっても介護支援専門員の業務に逸脱し、不適切な行為であり、許されるものではないと考えます。さらに、ご利用者及びご親族の信頼を裏切る今回の事実は絶対にあってはならないことです。

今後、本会は介護支援専門員の倫理綱領のさらなる徹底に努め、倫理の強化を目的とする研修会等を通じて神戸市ケアマネジャー連絡会会員・非会員を問わず、介護支援専門員全体の資質向上に努めると共に、再発防止に取り組んでまいります。

平成 29 年 9 月 15 日

一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会
一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会